



宛名番号

atenabangou

通知書番号



合計税相当額 (固定資産税 / 都市計画税)

固定資産税	円
都市計画税	円

注1) 価格に対し不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。審査の申出ができるのは、評価替えの令和6年度(次回は令和9(2027)年度)に限られ、それ以外の年度については、地目変更、家屋の新増築等の特別の事情がある場合について審査の申出ができます。

注2) 償却資産の課税内容は、閲覧・証明でご確認ください。

注3) 登記申請の際にこの明細書が利用できますので、大切に保管してください。

注4) 所有する土地又は家屋が事業用資産等の場合は、所得税確定申告の際にこの明細書が利用できますので、来年の確定申告時期まで大切に保管してください。

課税明細書の再発行は致しません。

「豊田市では、国が定める標準仕様に対応したシステムへ移行したため、令和8年度から課税明細書の記載内容が一部変更となりました。」

◎課税明細書の見方 土地

1 物件の所在地			3 登記地目		6 区分所有の持分割合		7 評価額		11 備考	
2 用地の種類	4 全体地積 (m ²)	[用地の種類]別地積 (m ²)	5 固定資産税課税標準額 (円)	都市計画税課税標準額 (円)	8 前年度課税標準相当額		9 固定資産税相当額		10 都市計画税相当額	
					固定資産税前年度課税標準相当額 (円)	都市計画税前年度課税標準相当額 (円)	固定資産税相当額 (円)	都市計画税相当額 (円)		

1 物件の所在地	土地の場所を示しています。 01~99：一部現況(一筆の土地を利用状況別に分けて地番の後に数字で記載)
2 用地の種類	[小規模住宅用地] 200m ² 以下の住宅用地(200m ² を超える場合は住宅1戸あたり200m ² までの部分) [一般住宅用地] 小規模住宅用地を超えた部分の住宅用地 [その他] 上記の小規模住宅・一般住宅以外の土地 (該当する用地種類の行に、用地種類ごとの地積、固定資産税・都市計画税課税標準額が表示してあります。)
3 登記地目 現況地目	登記地目とは、法務局における土地の登記簿上の地目を表しています。 現況地目とは、今年の1月1日現在の土地の利用状況を表しています。 ※宅地とは、建物の敷地及びその維持効果を果たす土地で、そのうち、人の居住の用に供する土地が住宅用地です。
4 地積 (m ²)	物件全体と[用地の種類]別の面積を表しています。
5 固定資産税 都市計画税 課税標準額	原則として、固定資産の評価額が課税標準額となります。ただし、負担調整措置(税上昇に対する緩和措置)や住宅用地の特例などの課税標準の特例措置が適用される場合は、適用後の額が課税標準額となります。

6 区分所有の持分割合	共有土地(区分所有建物の敷地)の持分割合を表しています。なお、地積・評価額・課税標準額・税額は全体の数字を表しています。持分に応じた税額は、表記の税額に持分割合をかけていただくと算出できます。
7 評価額	固定資産の評価は、固定資産評価基準に基づき評価されます。土地については地目別に定められた評価方法によって評価したものが評価額となります。
8 前年度課税標準相当額	物件全体の前年度課税標準額を表示しています。ただし、地目変更、分合筆、評価の見直し等変更のあった場合は、前年度もその状態だったものとみなして再計算した相当額を表示しています。
9 固定資産税相当額	各物件の税額は、固定資産税課税標準額×税率(1.4%)により計算されます。ただし、法令等によって税の軽減措置が適用される場合は、その額を控除した後の税相当額が表示してあります。
10 都市計画税相当額	各物件の税額は、都市計画税課税標準額×税率(0.25%)により計算されます。ただし、法令等によって税の軽減措置が適用される場合は、その額を控除した後の税相当額が表示してあります。
11 備考	[非課税] 非課税の物件に表示してあります。



◎課税明細書の見方 家屋

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
物件の所在地	床面積(m ²)	評価額(円)	種類	家屋番号	固定資産税課税標準額(円)	都市計画税課税標準額(円)	固定資産税相当額(円)	都市計画税相当額(円)	建築年	備考

1 物件の所在地	家屋の建っている場所を示しています。 複数の土地にまたがっている場合は、所在地の後に「合」と表示してあります。
2 床面積	家屋の延床面積を表しています。 (注) マンションなどの区分所有建物については、階段やエントランスなどの共有部分の持分があん分して含まれるため登記簿の床面積とは異なります。
3 評価額	固定資産の評価は、固定資産評価基準に基づき評価されます。 家屋については構造等により分類された評価基準によって評価したものが評価額となります。 ※非課税の物件は表示されません。 ※一部非課税の物件は、課税分と非課税分に分けて表示されます。
4 種類及び構造等	【家屋の種類】 「居宅」「店舗」等の便宜(べんぎ)上の用途を表しています。 ※自治体情報システムの標準化に伴い、種類の表記が令和7年度までと異なる場合があります。 【家屋の構造等】 「木造」「鉄骨造」等の家屋の主体構造と「2階建」等の家屋の階数を表しています。
5 家屋番号	法務局における家屋の登記簿上の家屋番号を表しています。 (未登記家屋の場合、家屋番号は未記載です。)
6 固定資産税 都市計画税 課税標準額	原則として、固定資産の評価額が課税標準額となります。 ただし、課税標準の特例措置や、非課税が適用される場合は、適用後の額が課税標準額となります。
7 固定資産税 相当額	各物件の税額は、固定資産税課税標準額×税率(1.4%)により計算されます。ただし、法令等によって税の軽減措置が適用される場合は、その額を控除した後の税相当額が表示してあります。
8 都市計画税 相当額	各物件の税額は、都市計画税課税標準額×税率(0.25%)により計算されます。ただし、法令等によって税の軽減措置が適用される場合は、その額を控除した後の税相当額が表示してあります。
9 建築年	家屋の完成した年を表しています。
10 軽減税額	新築住宅、認定長期優良住宅及び住宅耐震改修工事、住宅バリアフリー改修工事、住宅熱損失防止改修(省エネ改修)工事を行った住宅に、軽減税額が表示してあります。
11 備考	【非課税】 非課税の物件に表示してあります。 【軽減】 税の軽減措置が適用される場合にその種類に応じて表示してあります。 【軽減終了】 新築住宅の減額措置等が終了した物件に表示してあります。

詳しくは **資産税課** までお問い合わせください。

問合せ先



豊田市役所 資産税課(南庁舎3階)

土地のこと 0565-34-6987

家屋のこと 0565-34-6983

償却資産のこと 0565-34-6613

名義・送付先のこと 0565-34-6618

FAX 0565-31-8969

豊田市役所 債権管理課(南庁舎2階)

納付のこと 0565-34-6619

問合せ時間

8:30~17:15(土日祝、年末年始を除く)

問合せは

※AIチャットボットは24時間対応

Informações/Información/
Information/问询处

問合せの際は、通知書をお手元にご用意し、**1ページ** 右上の **宛名番号** をお伝えください。通知書をお持ちでない場合はお答えできないことがあります。



宛名番号

atenabangou

通知書番号

◎課税明細書の送付について

この明細書は、あなたが所有されている固定資産で、豊田市の課税台帳又は補充課税台帳に登録されているもののうち、上記の宛名番号にかかる土地・家屋が記載されています。記載内容に現状(所有されている土地・家屋)と相違がある場合は、お早めにご連絡ください。

納税義務者名

地方税法第364条第3項の規定により、つぎのとおり課税明細書を交付します。



宛名番号

atenabangou

通知書番号

◎課税明細書の送付について

この明細書は、あなたが所有されている固定資産で、豊田市の課税台帳又は補充課税台帳に登録されているもののうち、上記の宛名番号にかかる土地・家屋が記載されています。記載内容に現状(所有されている土地・家屋)と相違がある場合は、お早めにご連絡ください。

納税義務者名

地方税法第364条第3項の規定により、つぎのとおり課税明細書を交付します。